

ユニフォーム規程

第1条 [趣 旨]

本規程は、ハンドボール競技規則およびJHL規約第34条に基づき、日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という）の公式試合におけるユニフォームに関する事項を定める。

第2条 [ユニフォームの定義]

本規程におけるユニフォームとは、JHLが主催する公式試合で選手が着用するシャツ、パンツ、ソックスのことを指す。

第3条 [ユニフォームの登録]

- (1) チームは、シーズン毎にJHLが主催する公式試合で使用するユニフォームを、JHLへ最終のデザインイメージをもって申請、承認をもって登録が完了する。
- (2) 公式試合で使用するユニフォームは登録されたものしか使用できない。
- (3) ユニフォームカラーを追加登録または、変更する場合は、JHLに申請し承認を得なければならない。新たに承認されたユニフォームは、次週開催より使用可能とする。

第4条 [ユニフォームの配色]

- (1) ユニフォームの配色とデザインはハンドボール競技規則に則ったものとする。
- (2) チームは、コートプレイヤー（以下「CP」という）およびゴールキーパー（以下「GK」という）それぞれ、2種類の用意を必須とし、濃淡明確に判別し得る、同系色でない色彩とする。また、GKの色彩はCP 2種類以外の色彩とする。
- (3) JHLが主催する公式試合において、着用するユニフォームカラー選択の優先権はホームチームが有する。
- (4) ユニフォームは、CP 2色、GK 2色の合計4色のユニフォームを揃えなければならないが、黒色を用いる場合は3色以上の登録をすることができる。

第5条 [ユニフォームの番号]

- (1) ユニフォームには背番号および胸番号を付けなければならない。使用できる番号の数字は1から99までとし、デザインおよび色はユニフォームカラーと明確に判別し得るものでなければならない。
- (2) ユニフォームに示す番号の大きさは、背番号が縦20 cm以上、胸番号が縦10 cm以上でなければならない。
- (3) 番号はユニフォームに確実に接着されていなければならない。番号を張り付ける場合は、安全ピン、テーピング、両面テープで止めることは許されない。
- (4) 下地として布等に番号を貼りユニフォームにつける場合（以下「張り番」という）は、下地の色はユニフォームと同色でなければならない。張り番は、四辺をすべて縫い付けるか、全面を熱圧着等で貼り付けなければならない。背番号のみを張り付ける場合も同じとする。

第6条 [チームネーム]

- (1) ユニフォーム胸部もしくは前面には、チーム名かロゴマークを付けなければならない。サイズ、場所は問わない。
- (2) チーム名はチームとしての識別ができる愛称、略称、チーム運営会社名が認められる。

第7条 [広告の掲載]

- (1) ユニフォームに表示するもののうち、番号、チームネーム、チームロゴ以外の表示は広告とする。
- (2) 広告表示はロゴまたは文字とし、本規程に定められた位置につけることができる。

- (3) ユニフォーム製造メーカーのロゴおよび文字は広告とし、第9条に定める規定を守らなければならない。
- (4) チームの選手構成が複数の企業に分かれている場合は、選手ごとに雇用されている企業名を掲載することができる。この場合の掲載位置はユニフォームに1か所とし、チームで統一された大きさ、位置とする。
- (5) 試合会場の定めにより、広告掲載料等が発生した場合は、当該チームが負担する。

第8条 [広告の位置とサイズ]

ユニフォームの広告サイズは、チーム名や番号が明確に識別できるように、下記のとおりとする。また、シャツ前面に8か所、背面に8か所まで、パンツ前面に4か所、背面に4か所まで表示することができる。

- (1) シャツ
 - 1 前面は、1広告につき300cm²を超えないこと。
 - 2 背面は、1広告につき200cm²を超えないこと。
 - 3 袖口は、1広告につき200cm²を超えないこと。
- (2) パンツ
 - 1 前面は、1広告につき200cm²を超えないこと。
 - 2 背面は、1広告につき200cm²を超えないこと。
- (3) 本規程の第7条第4項で示す雇用先企業名を掲載する場合のサイズは200cm²を超えないこと。

第9条 [製造メーカー識別標章]

製造メーカー識別標章（製造メーカー名およびそのメーカーロゴ。以下「メーカーロゴ」という）の表示について次の通りに定める。

- (1) シャツに表示するメーカーロゴは、片方の胸に1ヶ所のみとし、20cm²を超えないこと。
- (2) パンツに表示するメーカーロゴは、1ヶ所のみとし、12cm²を超えないこと。
- (3) ソックスに表示するメーカーロゴは、各足に12cm²を超えないこと。
- (4) シャツとパンツに表示されるメーカーロゴは、同一メーカーの場合同じ表示であること。ソックスは、色が揃っていれば、メーカーロゴは問わない。

第10条 [その他表示できるもの]

- (1) ユニフォームには、以下のものを表示することができる。
 - 1 右袖1か所にホームタウン名を表示することができる。ただし、大きさは50cm²以下とする。
 - 2 右袖以外の部分1か所に、チームシンボルを表示することができる。ただし、大きさ50cm²以下とする。
- (2) ユニフォームには、以下の各号の試合関連情報を表示することができる。ただし、場所はシャツ前面の胸の位置で、サイズは50cm²以下とし、1文字の高さは2cmを超えてはならない。
 - 1 開催日
 - 2 対戦カード
 - 3 会場名
 - 4 前各号のほか、JHLの承認を得た事項

第11条 [表示の禁止]

ユニフォームに掲載する表示として、政党や選挙に関するもの、宗教や風俗に関するもの、反社会的な内容や公序良俗に反するものの他、JHLが表示として不適切であると判断したものについては掲載することは認めない。

第12条 [付 則]

JHLへ申請されたユニフォームは、公益財団法人日本ハンドボール協会の確認を経て登録

が完了する。

第13条 [改定]

- (1) 本規程に定める条項の改正は、理事会で決議される。
- (2) 改定後の規程は、改定日以降に申請されるユニフォームから適用する。

第14条 [施行]

本規程は、2022年6月15日より施行される。

別紙1 [ユニフォーム広告イメージ]

